

平成25年10月21日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第26条第1項に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の4件（規格基準型特保3件、再許可等特保1件）です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf> を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示企画課 松原、鉄橋

TEL : 03-3507-9222（直通）

FAX : 03-3507-9292

消費者委員会への諮問を省略して良いとされているため※1、消費者庁で審査を行い許可とする再許可等特定保健用食品(4件)

通し番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	コレカットゼロ	カイゲンファーマ株式会社	清涼飲料水	低分子化アルギン酸ナトリウム	「コレカットゼロ」は、海藻由来の水溶性食物繊維(低分子化アルギン酸ナトリウム)を配合した、ノンカロリーで飲みやすい飲料です。コレステロールの吸収をしにくく、おなかの調子を整える作用がありますので、食物繊維が不足しがちな現代人の食生活の改善に役立ちます。	飲みすぎ、あるいは体質・体調により、おなかがゆるくなる場合があります。	1日1缶を目安にお飲みください。	再許可等特保	25.10.21	1429
2	ベジファイバー	キッコーマン飲料株式会社	果実・野菜飲料	難消化性デキストリン(食物繊維として)	本品は難消化性デキストリンが含まれているのでおなかの調子を整えます。	摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。他の食品からの摂取量を考慮して適量を摂取してください。	ボトル1目盛り230gを目安に召しあがりください。	規格基準型特保	25.10.21	1430
3	緑茶のうまみ	株式会社東洋新薬	茶系飲料	難消化性デキストリン(食物繊維として)	食物繊維(難消化性デキストリン)の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方に適しています。	血糖値に異常を指摘された方や、糖尿病の治療を受けておられる方は、事前に医師などの専門家にご相談の上、お召し上がりください。摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	お食事の際に、1日1回500mlを目安にお飲みください。	規格基準型特保	25.10.21	1431
4	食事とともに烏龍茶	株式会社東洋新薬	茶系飲料	難消化性デキストリン(食物繊維として)	食物繊維(難消化性デキストリン)の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方に適しています。	血糖値に異常を指摘された方や、糖尿病の治療を受けておられる方は、事前に医師などの専門家にご相談の上、お召し上がりください。摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	お食事の際に、1日1回500mlを目安にお飲みください。	規格基準型特保	25.10.21	1432

※1 特定保健用食品の安全性及び効果に関する消費者委員会の諮問のうち、「規格基準型」及び「再許可」に係わる案件については、消費者委員会における安全性及び効果の審査を経ているものとして取り扱うこととし、諮問を省略してよいとされている。(平成22年1月28日府消委第11号より)